

東尾張病院 地域連絡会議 議事概要

1. 日 時 平成27年12月18日（金）14：00～15：10
2. 会 場 東尾張病院 デイケア棟2階 視聴覚室
3. 出席者 地域住民代表委員9名（3名欠席）、関係機関委員8名（2名欠席）、院内委員7名
4. 概 要
 - ① 院長挨拶
 - ② 委員の紹介
 - ③ 司法精神医学部長から入院対象者の現状等について配付資料に基づき説明
 - ④ その他質疑応答

【主な質疑】

委員1：現在26名入院中であるとのことだが、年齢層はどのような状況か。

→30代、40代が多い。

転院等で救急車で移送する場合は比較的若い年齢もいるイメージがあるが。

→転院は厚生局、他施設等と調整の上で移送することになるが、その場合に救急車を利用することはない。移送の際は当院の職員が付き添った上で新幹線を利用したり、また、病状の落ち着いていない対象者については移送業者を利用することもある。

救急車を要請することがあるとすれば、外科手術が必要であるなど緊急を要し他の医療機関に搬送する場合である。なお、対象者が他の医療機関に入院中は当院の職員が24時間付いていることになっている。

委員2：入院中の対象者が障害年金等の認定を受けることはあるのか。

→医療観察法に限らず通院中の方でも本人が申請すれば認定されることは当然ある。

精神障害は、治る可能性があるが長期の治療を要したり、治療を継続しないと再発の可能性がある場合に障害年金等の給付の対象になることがある。

なお、医療観察法の入院は裁判所の決定によるものであり、治療費は全額公費である。

委員3：治療でカウンセリングのようなことも行うのか。

→薬物療法、カウンセリング等の精神療法、作業療法など様々な治療法を組み合わせで行っている。急性期、回復期、社会復帰期のステージそれぞれに課題を設け、

クリアすれば次のステージに変更することになる。

委員4：退院はどのような基準に基づいて決定するのか。

→チェック項目等があり、それに基づき裁判所に退院の申立てを行うことにより決定される。退院しても病気が治ったということではなく、入院を必要とする状態は脱したということである。

委員5：東尾張病院の反対側にバスの停留所があるが、病院側に渡る歩道がなく非常に危険である。他にも危険な場所がある。横断歩道と信号機の整備をお願いしたい。

→その件は以前から警察署に要望しているが難しいようである。整備していただけるよう今後も引き続き要望していきたい。

委員6：万が一医療観察病棟の入院対象者が離院した場合の対応を教えてください。

→無断退去防止マニュアルがあり、マニュアルに基づき速やかに関係機関に連絡するなど対応することになる。

近隣住民にはどのような形で情報が伝わるのか。

→当時マニュアルを作成した際にも色々議論されたが、町内会長、区政協力委員などの方に連絡し、そこから連絡網等を通じて伝わることになる。

マニュアルでは各学区代表者へ連絡をして、代表者の方が緊急連絡表に従って各地区住民に情報伝達していただくことになっている。

何かわかるような形で知らせるようにはなっていないのか。

→「このような内容を知らせていただきたい」という情報は発生時に示して調整することになっている。

これまでに離院したことはあるのか。

→離院したことはある。その時は塀の高さ等に問題があったため、速やかに対応した。

具体的な周知方法が決まっていないのであれば、行政機関への伝達方法、住民への伝達方法など再度確認していただきたい。尾張旭市であれば「あさひ安心安全メール」というものがある。

→外部評価会議もあるため、マニュアルを必要に応じて見直し、会議の中で検討していきたい。また、地域連絡会議構成員にマニュアルが適切に引き継がれるようこの会議で配布するなどしていきたい。

委員 7 : 我々の連絡網で核になるのは連合である。連合会長に情報が伝われば確実に自治会長に伝わる。

→今回いただいた意見を踏まえて、必要に応じてマニュアルの内容を再度検討していきたい。

以上